

“食堂活動”の可能性

志賀 文哉*

The Prospect of an “Eating Place Activities”

SHIGA, Fumiya

E-mail: fshiga@edu.u-toyama.ac.jp

キーワード: 食堂, 生活困窮者, 居場所, 社会的つながり

keywords: an eating place, needy persons, a place to stay, social ties

I はじめに

厚生労働省によると、子どもの貧困率は2015年時点で13.9%であり、2012年の16.3%から2.4%改善した。しかし、「6人に1人」が「7人に1人」の割合になったもので、経済協力機構(OECD)が2014年に加盟国など36カ国から出した平均13.3%を上回り、依然として高いといえる。ひとり親世帯のそれも改善したものの、50.8%で半数を超えており、効果的な対策が求められている。

そのような状況で相次いで支援が広がっているものの一つに「こども食堂」があり、社会福祉の専門誌では特集「福祉と『食』の関係性」に合わせ、巻頭の記事として大分県社会福祉協議会や大分大学の取り組みが紹介されており、『子どもたちの居場所づくり手引き—子ども食堂を立ち上げるための必要なポイント』(以下、『手引書』)の作成と県内各所への配布およびそれに伴う食堂開設の動きが明らかにされている(大分県社会福祉協議会, 2017)。

一方で、高齢者の貧困問題も顕在化してきている。2020年には生活困窮高齢者世帯が350万世帯に上ると見込まれ、2035年には生活困窮高齢者世帯とその予備軍をあわせ、560万世帯に上ると推計される(星, 2017)。2025年に向けては地域包括ケアシステムの構築を目指し、認知症対策の新オレンジプランも同時期にあわせて地域の整備を進め、市民後見人の普及等も含めて地域での生活が成り立つようにする努力が重ねられているが、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援法とそれに基づ

く事業はあれど、上述のような生活困窮世帯の大幅な増大に対処できる鍵となるような施策はまだない。本稿では、そのような状況を踏まえた上で、地域社会に包摂的な仕組みを作ること考えるため、こども食堂の取り組みを例に、それを拡張した地域の居場所形成の可能性を探ることを目的とする。

II 「こども食堂」について

「こども食堂」は、すでに様々なメディアで紹介され、食堂の開設経営(運営)を促進・啓発する書籍も登場し、また政府施策の助成対象ともなって全国各地に続々と作られている。「こども食堂」には明確な定義はないが、一例として「安価な料金あるいは無料で、子どもや親子に食事を提供する場」(天野, 2016)がある。この定義に基づけば、利用対象者は子どもとその家族ということになる。しかしながら、開設の当初より「孤食」を問題の一つと考え、一人だけで食事を摂らざるを得ない状況にある地域の人らを広く包み込む食堂を築くことを目的とした場所では、たとえば独居高齢者や単身労働者らも広く受け入れている。こども食堂の先駆けである東京都の「だんだん」はそのような実践をしているのであり、また他に滋賀県にある「ながはまこども食堂」があり、利用対象者は「地域住民全員」という設定になっている。利用に際して貧困のレッテルを貼らないよう子どもだけを対象にはせず、地域の独居高齢者や駐在所勤務の警察官も訪れる多様な顔ぶれが集う場を創造している(社会福祉法人グロー, 2017)。そのような思いを上記『手引書』でも踏まえ、それぞれの思いをこめて食堂を開き運営するこ

*富山大学人間発達科学部

とを大切にしている。

また「こども食堂」の表記も定まっておらず「子ども食堂」としたり、「地域食堂」などと称したりするところもある。本稿ではひとまず「こども食堂」の表記を用いるが、上述の経緯から一つに統一する必要はなく、多様・多重・多層に展開されているというのは地域で必要に応じてつくられてきた活動であることを示している。筆者は地域の活動はそうにあることが望ましいと考えており、これまでに展開されてきた食堂やこれから開かれる食堂ができるだけ住民主体で継続した取り組みになることを望んでいる。

Ⅲ ケア付き食堂と共生食堂のとらえ方

湯浅 (2017) がこども食堂の整理を試みたのが図1である。

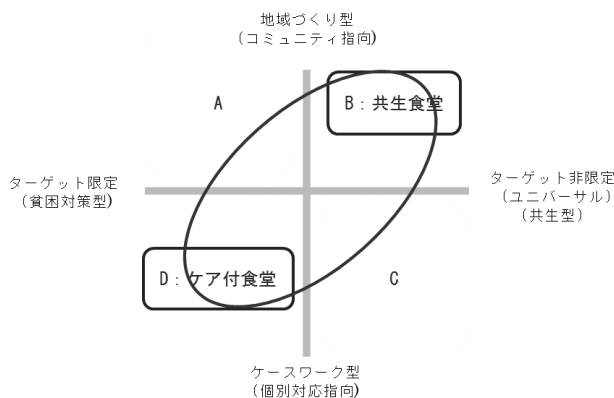


図1 こども食堂の類型 (湯浅, 2017, p77を一部改変)

誰でも受け入れ、寛容な地域づくりを進めるのがBの共生食堂であり、経済的な貧困に対応し個別の課題の解決を目指すのがDのケア付食堂である。AやCには具体的な食堂の命名はないが、この図はこども食堂の特徴を整理するための便宜的分類であり、現在行われているこども食堂の大半はBまたはDに分類されることから、ひとまずこの2つを中心に考える。

これらはもともとの開設者らが何のためにこども食堂を開設し運営しているかによるものではあるが、固定されたものとはいえない。Bから始まり、Dのケアに属する学習支援などの課題の多さに気づいた支援者らがケアに力を入れていく展開はありえ、また逆に単身者の食のニーズにこたえDからBへと拡張することもありうる。富山県でのこども食堂の先

駆であるオタヤこども食堂の関係者は「生活や医療なども含めて包括的な支援が必要」と述べており (朝日新聞2017年10月18日)、食の提供を中心に始めた場合も利用者の生活状況が見えてくるにつれ、食以外のニーズ充足もまた課題であることに気づいている。つまり、図1の、BとDにわたる楕円が示すような場所が必要となっている。

また全国的な取り組みの隆盛に触発された後発的な取り組みには、こども食堂と子どもの学習支援を同時並行的に進めているところもある (松岡, 2017年)。図2には主とする活動が示されており、固定した活動内容はないが、こども食堂開催の有無により、プログラムの組み方や全体の時間は1~3時間半の幅がある。ただいるだけでよいとする「居場所」機能があるのが興味深く、また人と関わる時間を大切にしている。

	子どもの学習支援	こども食堂	子どもの居場所
約1時間	↓		居場所として解放
約1時間~1時間半		↓ 調理時間約30分	
約1時間	↓		↓

図2 こども食堂とその他の活動 (こども食堂開催時) (松岡, 2017, p113)

また、食堂以外からスタートして展開する事例として、東京都荒川区の「子ども村：中高生ホッとステーション」は学習支援からスタートし、子どもたちの貧困に直面して食堂機能を備えたものである (大村, 2017)。

Ⅳ こども食堂の実践評価

こども食堂の取り組みは全国的なものとなり、学習支援といった食堂機能以外の活動を組み合わせて展開されている。民間の活動が各市町村から助成を受けて事業化する場合は散見されるが、個々の実践の検証や評価は、湯浅による類型化の試みはあるものの、まだ十分にはなされていない。各地で試行錯誤しながら成長し定着を図っている段階であり、そうした評価を行うにはまだ早いということがあるが、

事業化するものとそうでない小規模なものにとさらに分化し捕捉しきれないということでもある。

そのような状況を踏まえた上で、記述的報告として紹介されている名寄市での取り組みは、「子ども食堂」「学習支援」「居場所」を組み合わせながら実施されており、それらの実践を振り返っている。その中では参加者を限定しない「包括性」や関係者間の「連携の体制」が有効であることが記されている。「包括性」を有することにより「地域における場の創出と世代間の交流」を実現している点は多くの人を包摂する場づくりの観点から注目できる。また「行政、教育委員会、社会福祉協議会、大学」の連携がそれぞれの強みを発揮することになったという点は、安定的・継続的な実施を行う上で重要である。

また取り組みの課題として、家庭支援や情報周知の不十分さを指摘している。参加者の生活課題にどのように向き合うかを考えると、共生食堂にもケア付き食堂への機能拡張が求められているということであり、またニーズにこたえるという意味で包摂性を高めるためには「広報の周知方法や情報のキャッチアップ、アウトリーチ、アクセシビリティ等」が必要であるとの認識が示されている。

V 富山県での取り組み

富山県では2017年4月より「富山県子どもほっとサロン事業」として「こども食堂」の開設時の費用を助成（富山県2分の1、市町村2分の1の補助率）している。同事業は「子どもたちが生まれ育った環境に左右されず健やかに育つことを推進するた

表1 富山県ほっとサロン事業（2017年5月）

富山県ほっとサロン事業助成対象経費 (こども食堂の立上げ及び初期の運営に必要な次の経費)(注)
<ul style="list-style-type: none"> ・調理器具購入費（炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、鍋等） ・家具購入費（テーブル、イス等） ・食器購入費（皿、コップ、箸、スプーン等） ・飲食店営業の許可手数料及び食品衛生責任者講習会の受講費用 ・広告宣伝費（チラシ作製費等） ・保険料 ・会場借上費 ・その他、「こども食堂」の立上げ・運営経費として、（知事が）必要と認めたもの

(注) 事業主体が消費税課税事業者である場合は経費のうち消費税仕入控除額を除く

め、地域住民やボランティア・NPO活動を行う組織・団体等が、食事その他の生活環境が十分でない子どもを地域で支える取組みを支援する」ことを趣旨としたもので、賃金、謝金、旅費のほか、食材費は助成の対象から外れるが、表1のものは1箇所当たり20万円までの助成の対象となり、こども食堂のスタートアップには大きな支えになる。事業要綱では1年以上は事業を継続できる見込みがあるものとしているので、会場費など固定費は継続運営する上での大きな費用になりうるが、どの場所でやるかについては特に指定はない。公民館・コミュニティセンターなどで調理設備を持っている公共の場所を活用するなどの工夫で経費は無料・低額に抑えられる。

運営上での課題は、月2回以上の開催かもしれない。月2回は2週に1回程度であるので、決して頻繁に開催することを求めているわけではないが、単発イベントではない事業として管轄する厚生センターや保健所の指導に従って衛生管理を行うことが求められ、管理者は所定の講習を受講する必要がある。こども食堂自体は営利を求めているものではなく、食材費など実費をまかなう程度の費用を参加者に負担してもらい程度になるが、形式的には飲食業と差がないこともあり、そのための管理費用や手続きの負担が生じるということになる。手軽に始められそうなイメージが先行しているような場合には、準備に人や時間を要することにもなる。

しかしながら、月1回ではイベントのようなものとして一過性の取り組みになる可能性が否定できず、また孤食を避けることを含め、食を支えるという観点から考えると、下限の月2回という頻度はむしろ少ないとも言え、主催団体としてはこども食堂という形をとってやる以上はクリアすべき要件というべきであろう。

また、同事業では、食堂の活動のほかに参加する子の学習支援や子ども同士の交流促進を図ることを求めている（事業要項第3条(2)）。参加者の背景を考えると地域とのかかわりを大きくしていくことが必要といえる。食堂活動を通じて集まった子どもたちが様々なニーズを満たせる場所としていくことで継続した活動になりやすいといえ、子ども以外の参加者が含まれておれば、世代間交流として子どもたちに必要な生育環境の充実が図られると考えることができる。富山県におけるこども食堂は「高齢者

らを含めた地域の人たちの居場所」であり、「地域の中で相談できる環境」を創出することが期待されている(朝日新聞, 2017年9月14日)。また、上述の大分県社会福祉協議会による『手引書』においても、子どもたちを取り巻く環境を分析し、「居場所としての子ども食堂」としての位置づけを明確にして、高齢者の孤食や子どもとの交流への対応を図っている。このような充実した環境を地域に整えていくためには食堂の運営だけでなく、追加的に展開する事業を支える人が必要であるので、地域の人との関係を強め、地域住民同士の協働を促す必要がある。

VI 地域の居場所としての食堂— 地域におけるケアとしての意味

Ⅲにみたとおり、こども食堂の類型において共生食堂といえ(ケア付食堂ではないという意味で)個別の問題解決を含まないものとなる可能性がある。民間の活動としては必ずしも専門的な支援ができる人が含まれるとは限らないし、支援活動の管理負担のような食堂経営以外の要素を含んで活動を展開するのは容易とは言えず、役割分担と協働が鍵になると思われる。しかしながら一方で、利用者の生活課題がみえてきたにも関わらず、何もできないとすればそれを何らかの形で補う必要が出てくると考えられる。誰かと一緒に食事を摂り生活の困りごとの相談にも乗ってもらえる場所を、様々なニーズを社会資源につなぎ、支えあいながらまとまって強くなることを「むすび」と表現するならば、共助や互助を兼ねたものとなり、「むすび食堂」と言うことができるかもしれない。このような考え方に親和的なものとして「地域共同ケア」や「地域共生ケア」がある。藤井(2016)によれば、「地域共同ケア」について地域包括ケアを地域での生活共同行為とする必要を指摘し、「家族、住民から専門職、行政までのあらゆる関係者が参加し、要介護高齢者本人を主体としたケアを作り上げる実践」と示している。ここでは地域=分かち合う場と捉え、地域住民が一体となって取り組むことという考え方に注目し、対象者を高齢者に限らない要支援者ととらえると、むすび食堂はその一部を形成する資源となりうる。

また平野(2015)は「地域共生ケア」を「①地域の中で当たり前暮らすための小規模な居場所を提供し、②利用者の求めに対して高齢者、子ども、障

害者という対象上の制約を与えることなく、③その場で展開される多様な人間関係を、共に生きるという新たなコミュニティをして形づくる営み」と定義している。表記には要支援や要介護などのニーズを内包する言葉はなく、またケアという言葉そのものもないが、地域住民が皆で支えあいながらコミュニティを作るプロセスを示しており、富山型デイサービスを代表として扱いつつ、具体的なケアも当然に含むものとして解することができる。既にみた「地域共同ケア」とは少し異なるが、地域で、皆共に、という考え方は共通しており、それはケアリングコミュニティの発想が通底していると考えられる。

更に、柴田(2017)は「多世代コミュニティ」という概念を用いながら、血縁関係がない子どもと高齢者間の間を通じた交流について述べている。自己決定権が拡大した現代においては、ケアの供給を「公権力によって強要すること」は容易ではなく、同時に、転居増加に伴う核家族化や離婚率の上昇をもたらした血縁や地縁を前提としたケアは成り立ちにくくなっている。

そのような中で、多世代コミュニティは「乳幼児と非血縁高齢者との間の対面コミュニケーション」を実現するものであり、そのような社会関係が、構成員が替わっても継続し定常化していることを特徴とする。「多世代」という表記は多くの年齢層が含まれる印象を与えるが、ひとまず財政的観点からは、「経済的自立性の低い乳幼児と高齢者」への費用を減らすため、ケアの供給を「家族やコミュニティに、できるだけ任せる」方法が必要となっている(柴田, 2017)状況にあり、非血縁関係にありケアニーズの高い乳幼児と高齢者が一所に集まって地縁の関係というよりも擬似家族的に関わっていくコミュニティの存在は興味深い。費用面での効率化を図る側面がある一方で、そのような貨幣的価値に換算できない効果を多世代コミュニティは有している。

VII 地域における食の確立—孤食問題と 地域参加

孤食とは一人で食事を摂る行為・状態を指すが、その孤独である状態が決して望ましくないものという認識に立つと、当事者が望んでいるのではないという含意があると解される。意に反して孤独な状態で食事を摂らざるを得ない状況におかれている場合

のほかに、たとえば「自分は一人で結構」という人が支援困難な要支援者に含まれることは珍しくないことから、本人の言葉だけで孤食の範囲が変わると問題を見過ごすことになりうる。孤食の対の言葉として「共食」をとらえると、こども食堂という取り組みは「共食の機会を子どもに提供することで、健康な食文化、食を通じた家族の絆を子どもたちに伝えること」を可能にするものといえよう(室田, 2017)。

生活困窮者など支援を要する人の支援を考えたとき、利用者は受け身的な位置にあることを考えがちであるが、地域参加との関係を考えてそれが効果的とはいえない。「当事者も主体的に参加し、仲間づくりを通じて、生きる喜びをお互いに実感できるプログラムが生活困窮者支援には必要」(大阪府社会福祉協議会, 2013)としており、主に自分たちに向けられたプログラム等に参加する人もまた自主性をもって場を作る存在であることが重要である。そのためには、その場の参加にあたっては役割を持つことも一つであり、その場にいる人たちと活発に交流することが求められる。

VII 地域におけるつながりの確立

日本政府は、「一億総活躍社会」「地域共生社会」というビジョンを掲げ、それぞれが自分らしく活躍し、地域では支え合える日本社会を構想している。社会の発展と立て直しの必要が混在する複雑な状況の下、現状ではOECD加盟20か国中で「社会的孤立」が最も高いのがわが国である。「共生食堂」を拡張し、地域の人々のつながりを「むすぶ」活動を地域に根付かせ、社会的孤立状況を軽減するためには、地域住民の主体性が不可欠である。地域住民が自ら地域の課題に取り組むことは新しいことではないが、尚も必要であるのは、人が支えあうためには支えあいを多層化させていくためである。地域のつながりは行政であれ、民間独自のものであれ、一つあれば十分ということはない。いくつものが重なり合う中で地域住民のニーズにこたえ、地域のニーズを満たしていくことになると考えられる。また、生活困窮者支援等の観点から、こども食堂のような食で人をつなげる活動には「経済的問題の解決だけでなく地域社会につながること」が期待され、同時に地域事情に即して自治体間での連携を進めることも必要といえる(笹尾・吉村他, 2017)。

高齢者世帯の困窮やそれに伴う社会的孤立状態は今後益々増加すると考えられる。2035年時点での困窮者予備軍は約170万世帯であり、それには現在40歳代の、就職氷河期を経験した団塊ジュニア世代が含まれており、相当の困窮化リスクを抱え、同時に人間関係など社会関係資本に乏しいということが明らかである。大幅な貧困世帯の増加は社会保障負担を著しく増大させ、同時に社会関係の構築を難しくさせる。経済的に生産性が低いとみなされ、社会保障の受益一辺のように映り易い人らが社会のお荷物と考えられたならば、地域社会から排除される気運が高まる恐れがある。そのような状況に至る前に、行政も積極的に関与する地域の居場所づくりを通じて社会関係を地域に構築する必要は高いと考えられる。

VIII さいごに

本稿においては、こども食堂を例に、そうした食堂活動が地域の人々を包み込んでつながりを強くしていく場としての可能性を有することを示した。日本の将来を考えていくうえでも地域の福祉力を高める一つの仕掛けとして有用なものになることが期待される。

しかし、本稿においては、障がい者の地域生活における食を通じたつながりには触れていない。栄養管理面の制約を考えると検討すべき課題が少なくないと考えられるため、現況の地域での食堂活動の展開の中で同時に議論するのが難しい面があるからである。

障がい者施設では日中活動の一部に食事作りやお菓子作りなどのサークル活動を実施しているところがあり、地域での自立生活を支える支援となっている。地域移行支援の観点からみても「食事を作る」ことは、食事というものが提供されるだけでなく自らつくることの意味を付与するものとなり、達成感につながるものがうかがわれる(佐藤, 2015)。本稿で取り上げた共生食堂は誰もが参加できることを前提としており、食堂の運営は皆で支えるものであるため、障がい者施設との連携のもとで、地域生活を営む障がい者の社会参加の場として加わってもらえることが考慮できる。実際、障がい者施設では「栄養ケア・マネジメント」が導入されており、管理栄養士らの専門的な助言を得やすいとすれば、食そのも

の質向上にもつながることにも貢献するといえる。

また生活困窮者の社会関係の構築に関して、例えば「子どもの貧困対策法」では第11条生活の支援で「社会との交流の機会の提供」を挙げており、この「社会」をどうとらえるかで内容や質の充実度が変わってくるであろう。多世代の多様な人がかかわる場所を作ることができれば、もはや対象者を限定しないことになり、スティグマの形成を避けるばかりでなく、包摂性の高い豊かな地域づくりができるのではないかと考える。室田(2017)が述べるように、あるべきものを地域に作りだしていく地域活動の可能性を認識し、類まれなる広がりを見せることも食堂の展開を好機ととらえて地域づくりに活かしていくことが求められる。

文献／References

朝日新聞(2017)：子ども食堂 地域の居場所—子育て中の家族・高齢者らも一緒に、2017年9月14日

朝日新聞(2017)：母子家庭、職掛け持ち、2017年10月18日

天野敬子(2016)：『子ども食堂を作ろう！』明石書店、19

大分県社会福祉協議会(2017)：グラフ21 大学院生が挑戦、子ども食堂、月刊福祉11月号、1-7

大分県社会福祉協議会(2017)：子どもたちの居場所づくり手引き こども食堂を立ち上げるための必要なポイント、<http://www.oitakensyakyo.jp/archives/877> (2017/10/17アクセス)

大阪府社会福祉協議会(2013)：孤独を防ぐ居場所・仲間づくり、社会福祉法人だからできた誰も制度の谷間に落とさない福祉—経済的援助と総合生活相談で行う社会後見事業、ミネルヴァ書房、80-82

大村みさ子(2017)：子ども村：中高生ホッとステーション、コミュニティソーシャルワーク第19号、14-22

佐藤明子(2015)：障害者支援施設における栄養支援と「食」とおして地域とつながる取り組み「ノーマライゼーション 障害者の福祉」2015年5月号、10-15。

笹尾勝、吉村尚也(2017)：誰もが活躍できる地域コミュニティの構築—生活困窮者自立支援制度・

生活保護制度、月刊福祉11月号、全国社会福祉協議会、10-11

柴田悠(2017)：新しい多世代コミュニティ—政策対象としての可能性と課題、『せめぎ合う親密と公共—中間圏というアリーナ』、京都大学出版会、135-161

社会福祉法人グロー(2017)：多様な人をつなぎ地域をつくる子ども食堂、月刊福祉8月号、82-85

平野隆之(2015)：「富山型デイ」から「多世代交流・多機能型福祉拠点」へ—地域福祉拠点としての地域共生ケアから地域づくりへの展開、Juntos、2015. 10 Vol.86、58-63

藤井博志(2016)：地域共同ケアのすすめ、Juntos、2016.01 Vol.87、49-53

星貴子(2017)：生活困窮高齢者の経済的安定に向けた課題、JRI レビュー 2017 Vol.6, No.45、32-54。

松岡是伸(2017)：名寄市における子どもの学習・子ども食堂・子どもの居場所づくりの実践—地域における各機関・団体の連携とスティグマの払拭を願って—、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター年報、第1号(通巻35号)、109-124

室田信一(2017)：子ども食堂の現状とこれからの可能性、月刊福祉2017年11月号、26-31

湯浅誠(2017)：「なんとかする」子どもの貧困、角川新書、77

(2017年10月20日受付)

(2017年12月20日受理)